

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 1 8 号

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取市保育所・幼稚園給食費徴収規則（平成 3 0 年鳥取市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中「鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。